

ヤマト運輸株式会社

総務省

ゆうパケットやレターパック等に関する回答申請について及び
国際スピード郵便（EMS）に対する質問について（回答）

平成28年10月4日付けをもって照会のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1. ゆうパケットやレターパック等に関する回答申請について

(1) について

日本郵便株式会社が郵便差出箱を郵便以外のサービスに利用することについては、法令上禁じられていない。

(2) について

貨物運送サービスにおいて貨物を郵便差出箱で引き受けた際の引受けコストと、郵便業務における郵便物の引受けコストの区分については、日本郵便株式会社法施行規則第16条第2項の規定により、同規則別表に掲げる整理方法によって整理することとされており、例えば各費用に係る体積比、取扱い件数比等の基準によって、第一号（郵便業務等）、第四号（その他（貨物等））に区分されている。

(3) について

ゆうパケットで信書を送ることができないことは、日本郵便(株)のホームページ、約款、差出に際して必要となる専用の宛名シールにその旨を掲載・周知されており、利用者に対して適切な注意喚起が行われているものと考えている。

(4) について

郵便は信書及び荷物を同封した信書を送付することが可能で、貨物運送は基本的に信書を送付することはできないものの例外的に当該貨物の添え状を同封して送付することが可能となっている。

レターパックやスマートレターは、信書が当該信書と同封される荷物の添え状に該当するかどうかに関わらず信書を送付できる郵便サービスとして提供されているものと考えている。

(5) について

(2) の回答の通り、貨物運送サービスにおいて貨物を郵便差出箱で引き受けた際の引受けコストと、郵便業務における郵便物の引受けコストについては、関係法令により区分されている。

(6) について

ゆうパケットについては、日本郵便(株)の約款において、利用者に対し、他の物に損害を及

ぼすことがないよう必要な事項が定められているものと承知している。

また、ご指摘の「信書が汚損される」ことと、「信書の秘密が脅かされる」ことについては、異なるものであると考えている。

2. 国際スピード郵便（EMS）に対する質問について

（1）について

2015年6月22日付グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会第1回アセアン・豪州部会での日本郵便（株）の発表資料については承知しておらず、また、EMSの利用内訳についても承知する立場にない。

（2）について

2016年6月1日からのEMS及びクールEMSの料金値上げについては、日本郵便（株）の報道発表資料をご覧ください。

また、郵便に関する料金の改定は、日本郵便（株）の経営判断により行われるものであり、お答えする立場にない。

（3）について

国際郵便物に係る通関制度については財務省が所掌しており、ご質問の内容についてお答えする立場にないが、我が国税関における不正薬物や知的財産侵害物品に対する取締りは、貨物の輸送形態にかかわらず厳格・適正に実施していると聞いており、ご指摘は当たらないものと考えている。

（4）について

EMSを、全国にあまねく提供するための優遇措置を講じているといった事実は存在しない。